

前川町長に対する問責決議

令和4年9月2日の大山崎町議会本会議3日目一般質問において、前川町長は議員の発言中に質問とは無関係の発言を行い、議員の質問を妨害した。前川町長の発言は議長からの複数回にわたる発言制止によりおさまるまで続いた。

地方議会は二元代表制として、町長および議員は直接住民から選ばれた代表として行政の執行と監視のそれぞれの役割を担っている。その議会を軽視する姿勢が議員の質問に対し無関係な発言を議長の許可なく行う事に表れている。これは地方自治法132条の趣旨、議会では公の問題を議論する場であって議事に関係のない個人の問題を議論すべきでないことに反し、議会の品位を崩したことは事実である。

よって、大山崎町議会は、前川町長に対し反省を促すとともに、その責任を問うものである。

以上、決議する。

令和4年9月16日

大山崎町議会